

協定の締結について

下記のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- | | | | |
|---|--------|---|---------------------|
| 1 | 協定の目的 | 工事名 | 一般国道10号浜之市地区拡幅工事 |
| | | 工事場所 | 霧島市隼人町住吉～真孝地先 |
| 2 | 協定の方法 | 随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）による | |
| 3 | 協定の金額 | 金905,916,000円 | |
| 4 | 協定の相手方 | 所在地 | 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号 |
| | | 氏名 | 国土交通省九州地方整備局長 森田 康夫 |

（提案理由）

浜之市土地区画整理事業区域内の都市計画道路浜之市線（国道10号）拡幅工事委託に関する基本協定を締結しようとするものである。

（参考）

協定期間等は、別紙のとおり。

(別 紙)

一般国道 10 号浜之市地区拡幅工事

- 1 協定期間 令和 7 年度から令和 11 年度まで
- 2 協定概要 車線切替工 一式、情報ボックス管路工 一式、4 号水路函渠工 一式、
情報ボックス線路入替工 一式、車道改良工 一式、歩道整備工 一式、
車道舗装工、照明・信号機設置工 一式